



新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援措置

■事業者向け

申請期間を延長しました！

●店舗等の家賃を支援します

大分市内の店舗等の家賃の一部を支給します。

- ・対象条件：
 - ① 3年1月31日以前から店舗等において事業を営んでいること
 - ② 2年11月～3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比で50%以上減少している店舗等
 - ③ 中小企業者、小規模事業者、個人事業主（フリーランスを含む）
 - ④ 市内に賃貸借契約等による店舗等があること
- ・支給額：市内にある店舗等にかかる月額家賃相当額の5分の4で算出された額の3倍（上限24万円）
- ※家賃、共益費、駐車場費等
- ・申請期間：～5月31日（月）

☎ コールセンター ☎0120-933-037

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

●中小企業者・小規模事業者等へ 利子補給を行います

「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を利用した者で、セーフティネット保証4・5号、危機関連保証の認定を受けた事業者に対して、運転資金（上限3,000万円）にかかる利子額を補給します。

☎ 創業経営支援課 ☎585-6029

■個人向け

●市営住宅の家賃を減額します

市営住宅等の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した人に対し、減免基準に基づき家賃を減額します。

●市営住宅を提供します

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減し、住宅の確保が困難となった人に対し、一時的に使用できる市営住宅を提供します。

●市営住宅の入居要件を緩和しています

市営住宅に入居するには市税の完納が要件ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の徴収猶予を受けている人は例外として入居できます。

☎ 住宅課 ☎537-5977

◎この他にも、各種支援があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

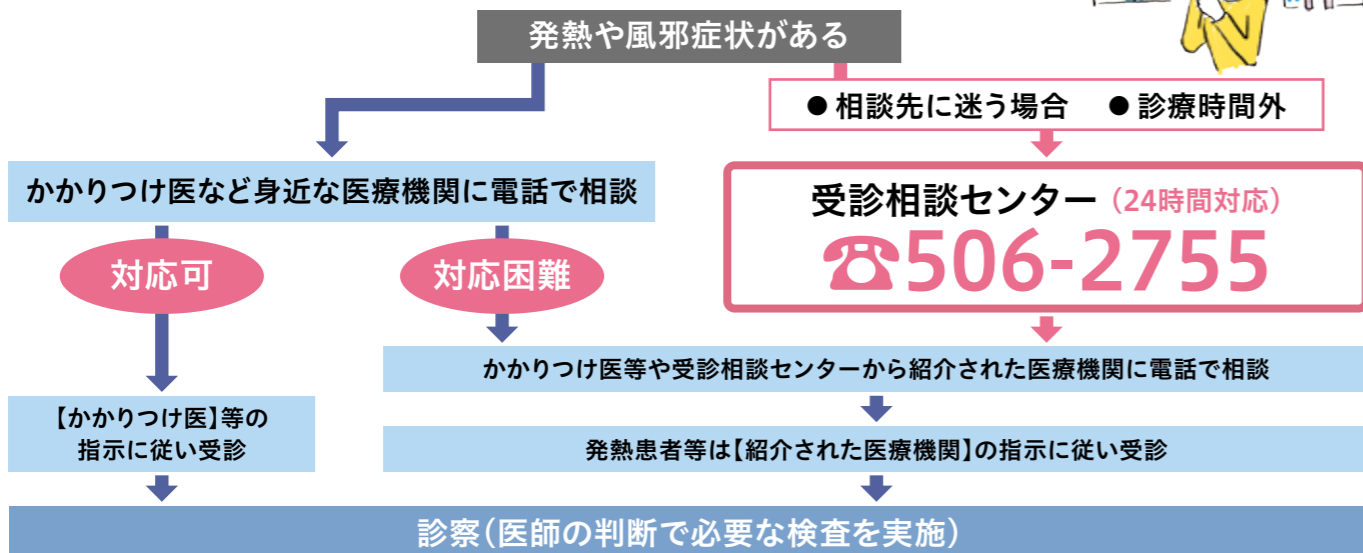
市ホームページ
「新型コロナウイルス感染症特設ページ」▶



発熱等の症状があるときの受診方法

- 1 発熱や風邪の症状等がある場合には、まずは「かかりつけ医など身近な医療機関」に電話で相談し、医療機関の指示に従って受診してください。
- 2 どの医療機関に相談するか迷う場合や診療時間外には、「**受診相談センター（☎506-2755）**」に相談してください。

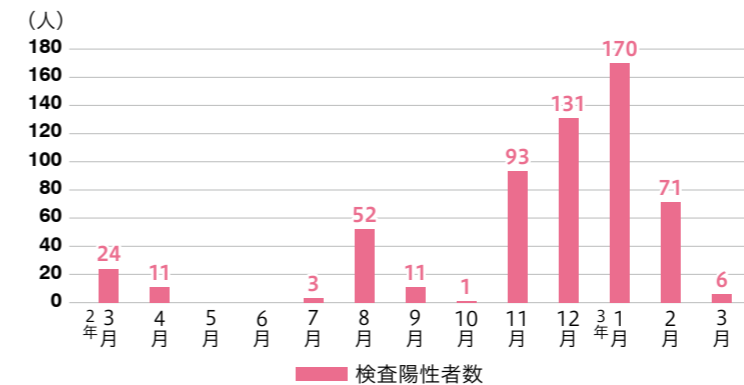
■発熱等の症状がある人の相談・受診の流れ



☎ 保健所保健予防課 ☎536-2851



大分市内の新型コロナウイルス感染症発生動向（3年3月末時点）



(統計資料：大分市保健所)

☎ 大分市保健所 ☎536-2222

今一度、感染防止対策の徹底を

私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス感染症。発生から1年以上が経ち、緊急事態宣言発令やワクチン接種など、状況は刻一刻と変化してきましたが、それでもまだ収束の兆しは見えていません。引き続き、手洗いやマスク着用などの基本的な対策が必要です。

今一度、「感染しない・させない」という気持ちを持って、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。